
令和6年 第4回（臨時）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年5月1日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第70号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第71号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第72号議案 令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事
請負契約の締結について
- 日程第7 町長提出第73号議案 令和6年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 町長提出報告第1号 令和5年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について
- 日程第9 発委第5号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部改正につい
て

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第70号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第71号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 町長提出第72号議案 令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事
請負契約の締結について

日程第7 町長提出第73号議案 令和6年度津和野町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 町長提出報告第1号 令和5年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

日程第9 発委第5号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部改正につ
いて

出席議員（11名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
6番 沖田 守君	7番 御手洗 剛君
8番 三浦 英治君	9番 田中海太郎君
10番 寺戸 昌子君	11番 川田 剛君
12番 草田 吉丸君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 倉木 正行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	中田 紀子君		

つわの暮らし推進課長	……………	宮内 秀和君
健康福祉課長	…………… 土井 泰一君	医療対策課長 …………… 清水 浩志君
農林課長	…………… 山下 泰三君	商工観光課長 …………… 堀 重樹君
環境生活課長	…………… 野田 裕一君	建設課長 …………… 安村 義夫君
教育次長	…………… 山本 博之君	会計管理者 …………… 小藤 信行君

午前 9 時 00 分開会

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。本日、令和 6 年第 4 回津和野町議会臨時会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、2 番、大江梨議員、4 番、米澤宕文議員を氏名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（草田 吉丸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（草田 吉丸君） 日程第3、諸般の報告をします。

令和6年4月30日付で、議会運営委員会委員及び総務経済、文教民生、広報広聴の各常任委員会委員により、辞職願の提出があり、津和野町議会委員会条例第12条第2項により、議長はこれを許可いたしました。直ちに、同条例第7条第4項により、議会運営委員会委員及び各常任委員会委員を議長において指名し、同条例第9条第1項及び第8条第2項により、各委員会を招集し、正副委員長を選任を頂きましたので、お手元に配付のとおり報告をいたします。

日程第4. 議案第70号

日程第5. 議案第71号

○議長（草田 吉丸君） 日程第4、議案第70号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について及び日程第5、議案第71号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆様、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件2件、契約案件1件、補正予算案件1件、報告案件1件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第70号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第71号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定

により議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中田 紀子君） それでは、議案第70号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

令和6年度の地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日施行に伴う、津和野町税条例の一部改正について主なものにつきまして、新旧対照表に沿って御説明いたします。

町民税に関する主な改正は、新旧対照表、紙は3ページ、タブレットは17ページになります。

附則第7条の5より、紙は15ページ、タブレットは29ページの附則第7条の8までが関連したものになります。

これについては、賃金の上昇が物価高騰に追いついていない状況に対し、国民の負担を緩和することとデフレ脱却のための措置として、令和6年度分の個人住民税について特別減税として、定額減税という仕組みを新たに設ける法改正に伴う改正になります。

このたびの定額減税の対象となるのは、前年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税の所得割の納税者になります。納税者本人、配偶者を含めた扶養家族、それぞれ1人当たり1万円の個人住民税の減税を行います。6月分の税額より順次控除がされることとなっています。

定額減税に関する法改正に伴い、町税条例の附則として、7条5として令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定、7条の6として令和6年度分の個人住民税の納税通知書に関する特例、7条の7として令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税に関する特例、7条の8として令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定、以上4つの附則を新たに設けるものが主な改正となります。

続きまして、固定資産税に関する主な改正は、新旧対照表は、紙は18ページ、タブレットは32ページとなります。

附則第10条の3の3、この規定はマンションに関するものとなりますけれども、

認定長期優良住宅に係る特例の規定の新設となります。

続きまして、新旧対照表、紙は21ページ、タブレットは35ページとなります。

附則第11条から13条及び第15条となります。内容としましては、土地に係る負担調整措置について期間延長をすることと、先ほど御説明いたしました附則第10条の3の3を整備したための項ずれを反映するものとなっています。

土地に係る負担調整措置については、地価が上昇している地域において、評価額に対する負担水準にばらつきがある状況に対し、これまでも段階的に負担水準の均衡化を進めるため課税標準額の調整をしておりましたが、令和6年度の評価替えにおいても、引き続き負担水準にばらつきが見られることから、土地に係る負担調整措置を令和6年度から令和8年度までに期間を延長することとした法改正に伴う改正であります。

以上が、津和野町税条例の一部を改正する条例についての説明となります。

なお、施行期日については、原則、令和6年4月1日となります。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第71号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正するもので、改正内容としては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、課税限度額を引き上げること及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

1ページめくって、新旧対照表の第2条第3項を御覧ください。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、22万円から24万円に引き上げるものであります。

次に、その下、第21条第1項について、同様に後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円とすることによる改正であります。

同じページの一番下から次のページにかけて、同条同項第2号であります、国民

健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に、その下、同条同項第3号であります、国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

附則としまして、1、施行期日でありますが、この条例は令和6年4月1日から施行する。

2、適用区分として、この条例による改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第70号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） おはようございます。質問させていただきたいことですが、税条例まで専決で触るというのはいかがなものかとちょっと思った瞬間はあったんですけど、ざっと読んでみた限り、納税者に概ね有利なものであるということ、これは仕方ないのかなという印象はあったんですが、この中で、もし、仮に納税者に不利なものがあるとしたら、それがもしあれば教えていただけますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中田 紀子君） 専決処分をしたという部分ですけれども、この法改正が3月末に公布されたというところ、それがありまして4月1日から施行するところについては専決処分をさせていただいて、このたび承認を求めるという流れになるかと思います。

このたびの改正について、今、私が御説明させていただいた部分、定額減税というところですので、皆様方にとっては有利な部分というところかもしれませんが、一部対象となる方、1,805万円以下の個人住民税の所得割の納税者ということで、それ以上の方については定額減税の対象にはならないという部分があるかと

思います。

それと、あとは所得割の納税者ということですので、その値までもいかない水準の方については、この定額減税という部分には入ってきません。この方については、別に新たに給付をするというような仕組みも、今、情報のほうを頂いております。6月1日以降のところで税額が確定したところで皆様方には御案内ができるかと思しますので、そのときはまたチラシ等で、住民の方々も含め議会の皆様にも御案内したいと思っております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 納税者の方々にとってはいいことかなと思うんですけど、定額減税のことですが、何せ仕組みがあまりにも複雑なので、自分がどうなるのかが納税者の方は分からないと思います。実際、私自身もどうなるのかなというのが、せっかくそういう制度をつくって、国民の負担を軽くしようという法律をつくっていただいたのならば、国民がそれが理解できる、自分がどれだけその法律で利益を得られたかということを知りたいというか、知らせていただけたらうれしいのですが、かなり複雑なので、自分がこれに当てはまるということが分かるような表とか何とかは作れないものなんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中田 紀子君） 定額減税の仕組み、私も4月1日に異動してこの書類を見させていただいたところなんですけれども、担当職員に説明を受けましてもなかなか理解もできず、今もちょっと十分理解はできていない状況ではありますけれども、6月1日の賦課する、それで納税通知書をお送りするときに、何らかの通知書はお送りしないとということでは、基本となるひな形のものは頂いております。ですが、それは見れば見るほど分かりにくい表現になっているので、これをどのように理解しやすいようにお示しできるかというところは、今考えているところですので、そのあたりは御容赦いただきたいなど、すみません。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 職員の方にもかなりの負担がかかるんじゃないかな

というお話を聞いています。なので、その上負担をおかけするのは申し訳ないですけれども、もし自分はどうなるのということを疑問に思っ質問される方が窓口に来られたら答えていただけるような何かがあればいいなと思います。通知いただいても理解できない方がおられるかもしれませんので、6月1日以降の話です。よろしくお願いします。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（中田 紀子君） ありがとうございます。今、課員、納税通知書の作成に日々努めているところなんですけれども、併せてこのことも努めてまいりたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案を承認することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君
沖田 守君
三浦 英治君
寺戸 昌子君

横山 元志君
御手洗 剛君
田中海太郎君
川田 剛君

反対（０名）

○議長（草田 吉丸君） 議案第７１号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７１号を採決します。本案を承認することに賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

賛成（１０名）

道信 俊昭君
米澤 宏文君
沖田 守君

大江 梨君
横山 元志君
御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

日程第6．議案第72号

○議長（草田 吉丸君） 日程第6、議案第72号令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第72号でございますが、令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、タブレット51ページになります。

議案第72号令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

工事名は、令和6年度高付加価値化事業旧石州館等解体工事でございます。

契約の方法ですが、一般競争入札でございます。

契約の金額は、2億883万5,000円でございます。うち消費税が1,898万5,000円でございます。

契約の工期ですが、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日で、完成を令和6年12月25日としております。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿野足郡津和野町森村イ421-1、氏名、株式会社栗栖組代表取締役栗栖厚公でございます。

この契約ですが、入札における参加者は3名で、入札率は94.9%でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、次ページに資料としまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

次ページになります。工事の概要を御説明いたします。参考資料として全体配置図

をつけておりますので御覧ください。

赤く示してある部分が、今回工事を実施する箇所でございます。向かって上側が益田方面で、下側が山口方面でございます。

主な解体の対象は、図面下側の鉄骨造4階建て、一部2階建ての建物で、延床面積1,224.76平方メートルの旧石州館が1棟、図面上側の木造2階建て、延床面積171.16平方メートルの元店舗が1棟、その他、受水槽が1基、点線でお示ししている浄化槽が地下埋設構造物で2基でございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何ら手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） この案件については、昨年の6月の定例会の折にも旧石州館を取得して解体をしたいという、こういうお話も説明いただきました。考えてみますと、津和野町内にはこのような廃屋が何軒か見受けられる。特に、私が懸念しているのは旧津和野町時代、旧日原町時代、40数年来、解体整理ができないままに今日まで来た。国民宿舍のあの廃屋、日原中学校のむつみ寮の廃屋、40年の上、何ら手をつけずに今日まで全く放置のままで来て、それさえ手につけずに、たまたま石州館をたった1件の廃屋を解体整理をして何が高付加価値化事業ですか。私に言わせると、こんな無駄な投資はない。このような、2億数千万もかけるような解体工事の財源があるならば、この前から新聞紙上をにぎわしているように、またもや10年前と同じように、消滅の島根県の大筆頭にランクされるような、誠に寂しい限りの汚名をきせられた我が町は、産業振興に何ら力を入れずに、今日まで力を入れないからこういう結果になって、町が寂れてきた。その反省も少しもなくして、たった1件の廃屋で、町長、これで町の再生ができますか。私はあなたの考え方にもうついていきません、本当に。全く、お話にならない。

それから、これは担当課長に、3者の入札と、もう1者、2者、3者がどこが入ったかというのを正式に伝えてもらいたい。そして、町長には、何回も町内業者でこう

いう大きな工事は入札してはいけないというのを、私が議長のときにもたびたびくどいほど指摘をしていましたが、あなたは一向に反省の色がないが、ましてや、今年の12月、学校給食センターへの補正予算のあの採決のとき、可否同数だったんです。議長が裁決権を使って、かろうじて補正予算が通過をした、可決をした。そのときに附帯決議をつけました。補正予算に賛成した私を含め5名の議員の連署で、そして補正予算には反対したけれども、この附帯決議には賛成するといって補正予算に反対した議員も賛成して可決した、あの附帯決議の中に、次回からの入札一般競争は、益田圏域を含んだ業者の参加を得て入札をすることというのをとくとその決議書の中に決議文として入ったわけであります。議会軽視も甚だしい。あなたは、私が議長のときに言った、ほかの議員からの意見がないから、私は地元の業者を優先する。一步も引かずに私の言うことは一向に聞きませんでした、いまだにもって6千数百の町民を犠牲にして、一部のほんの一握りの業者の擁護に、あなたの町政の運営は、私は町民不在、本当に町民を犠牲にしたやり方だと憤慨する、憤慨このかたない思いがいたしますが、一体どう思われているのか、説明をしてください、はっきり。町長にお願いします。課長は3者の入札業者。町長。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず最初に、国民宿舎、それからむつみ寮等々のいろいろまだまだ解体しなければならない、そういう施設がある中で、今回この石州館の解体にどこまで意義があるのか、そういうような趣旨の御質問であったかというふうに思いますけれども、当然そうしたむつみ寮であるとか国民宿舎も解体できるものなら、早急に解体をしたいというのが私の思いであります。ただ、やはり財政が限られておりますので、その財政のやりくりがある中、国の補助金等が活用できるときにその対象となる施設のほうから優先せざるを得ないという現実的な実情があるということでもあります。

そして、今回、観光庁の補助事業を対象になるという中でこの旧石州館の解体ということが実現性を帯びてきたということでもあります。単純に言うと2億円のうち約1億、半分を観光庁から補助事業を頂けるということでありまして、これがむつみ寮等ではそれが該当にもならない、そういうところでもあります。ですから、2億円はか

かりますけれども、残りの1億円を観光庁から補助事業を頂く。そして、その残りの過疎債で使うことで、概ね3,000万円の自主財源で解体ができるというそういう判断の中で、今回この石州館の解体を進めさせていただいたところでもあります。

今回、観光庁の申請をするに当たっては、ほかにもいろいろ対象の、津和野地域内にも観光地の中で旅館を廃業されたところもございます。そうしたものも、これも危険家屋になるということで解体をしなければならないのではないかとということも内部では議論をしてまいりました。しかし、それについては、今回そうは言っても財政的な限界もあるので、いくら観光庁から補助事業を頂くことができて、2件、3件と解体するのは、これは難しい。そういう判断の中で、今回この旧石州館はせめてやろうということでもあります。というのも、やはり観光地の非常に目につくところであるということと、それから、今回、ゆとりろさん等がああして外部資本が入っていただいて、近くにホテルをリニューアルしていただいて、そして同じく観光庁の補助事業をつくって自己資本で新しく増設もされているということでもあります。ゆとりろさんから頼まれたわけでは決してありません。だけれども、我々の観光をしっかりやっていくという中で、ここは石州館は解体をするべきだということで、せめてこの1つは解体をさせていただきたいという判断をさせていただいたところでございます。

人口減少も確かに、今、津和野町は非常に厳しい状況であります。ただ、これは何度も申し上げているように、津和野町は歴史文化財産と観光というものが以前からある。でも、これを決して捨てるわけにはいかないというふうにも思いますし、だけれども、一方で財政のやりくりからいうと、これがほかの町ではないものがあることで、いわゆるほかの町は子育て支援策にもっともっと集中できている財源があるものが、どうしても津和野町はそこは限界があるということにもなっております。ですから、我々は今、観光と歴史文化財があるということを、もっとそこを特色として、これを産業振興や人口減少対策に結びつけられるように、更に知恵を出して、これをもって進んでいくしかないというふうに思います。

残念ながら、隣の吉賀町のように給食費まで、あるいは学童の使用料まで、全てを無償化していくということは津和野町は限界であります。だけれども、そうした観光と歴史文化財を何とか教育に使ったり、あるいは観光の産業振興に使って、それを人

口減少対策に結びつけていくことが津和野町の進むべき方法だというふうに、そんな思いの中で、今回この石州館の解体のほうにも着手をさせていただいているというのが思いでございます。

それから、入札の参加業者のことですけれども、12月の定例議会の中で給食センターの一連の御指摘のことを受けた後に、総務財政委員会でこの入札の在り方等についても委員会の審査がなされてきたという中でありまして、今年に入りまして、私のほうも総務の委員会のほうに呼ばれて、私自身のいろいろな入札に関する思いというのも聞いていただいたといったところでもあります。その中に、この益田も含めた町外業者を入札に入れるべきかどうかという御質問もその委員会の中でいただきましたので、私はその場で、やはりこの町内業者を入札で優先するべきだという思いというのをお話をさせていただいたといったところでもあります。その後の後、総務委員会のほうでどういうお取りまとめがあったのか、経過は出ておりませんので分かりませんが、3月定例議会でその委員会報告がなされた中で、あの文書を私は拝見したときに、総務の委員会の皆さんには一定程度、この町内業者を優先したいという私の思いというものを理解していただけたというふうに、あの報告書からは私はそのように了解をしたというのが思いでございます。

ただ、今後もJV方式とか、そういう部分については、もっともっと研究を深めてほしい、そういう報告書でもあったかというふうに思っておりますので、私はあの総務委員会の中でもお話をさせていただきましたが、今、津和野町が3億以上はJV方式を何のためにしているのかということも、その思いも話させていただきました。

今後は益田の事業にも津和野町内からも出ていって、益田でもしっかり町内に拠点を置きながらも仕事もできる、そういう体制に持っていきたいという思いの中でお話をさせていただいたところでもあります。

そういうことと、もう一つは、やはり町内の業者にも建築関係ができる特定建設業を持った業者を育てていきたい、そういう思いも話した中でのあの報告書が出てきたというふうに思いますので、今後もそういうJV方式等は、より一層、3億であるのが今の状態がいいのかどうかという部分をもう少し金額を下げることであるとか、そういうことは今後の研究材料として深めていきたいというふうに考えていると

ころであります。

そういう経過の中で、今回、この町内の業者でも解体工事を進めさせていただいたといったところであります。

誤解がないように申し上げておきますけれども、これはあくまでも解体という工種の事業でありますので、建築という関連の入札とはまた違うということでもありますので、そのことについてもここで御説明をさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 入札参加者3名でございますが、株式会社栗栖組のほかに堀建設株式会社、有限会社ナガヨシ技建でございます。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） 町長、あなたのその説明は何回も同じことを聞いておりますが、私が指摘するのは、あなたがおやりになって、あなたが町長になってから、大型の工事はわずか2者です、2者で入札しているんです、大半が。15件、表にして議員の皆さんにも実情を知っていただきたいと思って、この前、全協で問題提起をしておきましたが15件やった。その総額は約32億、補正で追加工事がかかっておりますから40億を超える工事。その中で、入札で参加したのがたった2者でやったのが12件あるんです。たった2者です。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員、今、72号の質疑の。

○議員（6番 沖田 守君） それじゃ、あんたはそれを、事前にあんたにはお願いをしといたが……

○議長（草田 吉丸君） いや、質疑をしてください。

○議員（6番 沖田 守君） 何ね。

○議長（草田 吉丸君） 72号についての質疑ですから。

○議員（6番 沖田 守君） 当たり前のことだ、それは承知しておる。だから、この入札結果について、町長にただしよるんだ。そのぐらいの配慮を議長がせんにゃ、議員はどういう立場で物を言わんにゃいけんの。あなた、もうちょっと広い気持ちで議員をリードしてください。言わしてください。

○議長（草田 吉丸君） 討論の場もありますから、後で。

○議員（６番 沖田 守君） 討論は討論で言います。もう少し町長にたださんと、町長の気持ちが分からんから、それで。いいですか。いいですか。

○議長（草田 吉丸君） この議案に外れないように。

○議員（６番 沖田 守君） 議案に関係がするから質問しているんだから。関係しないと質問すりゃしません。私も８年ほど議長をやっておる。そのぐらいの常識は承知しております。

いいか、町長、あなたがおやりになっても、１０年間の工事の中でたった２者で入札をやったのが、今申し上げている件数です。だから、競争原理が全然働かない。９９．８％、９９．７％、こんな落札率で。指名競争は９０切っているんです。わずか２００万、３００万、まるまる利益にしても１，０００万足らずの工事を町内１２社の業者が一生懸命競争して仕事を取りたいという、その表れが９０％切ったんです、落札率が、指名競争の場合には。一般競争のときには９９点何ぼです。こんな入札を許していいんですかということ、よく反省してください。６千数百の町民を犠牲にしているんです、あなたのやり方は。よく反省してもらいたい。したがって、この契約案件については、ただいま聞きましたから、これで質疑を終わります。あと、反対討論で反対をします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず１つは、９０％を指名競争でも、ここ数年切っている事例、１つ、２つはあるかもしれませんが、それは間違いだと思います。（発言する者あり）

まずは、聞いてください、回答を。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員、まず聞いてください。町長が発言しておりますから。

○町長（下森 博之君） これは今、議会ではないような気がします、私は。質疑応答がきちっとできないのは、私は議会とは言えないんじゃないかと思います。答えは答えとしてちゃんとさせていただきたいと思います。それを聞いた上で御反論があるのであれば、私はじっと聞いております、悔しい思いがあっても。それは、きちっとお願いさせてもらいたいと思います。

指名競争入札については、ここ数年、私は９０％を切っている入札というのは、あ

まり記憶がありません。一、二例はもしかしたらあるかもしれませんが、今は、県に最低制限価格も準じておりますので、土木のほうの工事についても最低制限価格が90%を超えているのが大半でございます。だから、そのことは間違いだと私は思いますので、きちっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

この町内業者にこだわるということ、私の思いが分からないというふうに、先ほどお話がございました。だけれども、私は先日の総務経済常任委員会に呼ばれて、私の思いはそこでしっかり述べさせていただいております。それは、きちっとお伝えさせていただきたいというふうに思います。私は、そこで総務財政委員会の皆さんには、御理解を頂けたんだというふうに理解をしておったというところであります。

○議長（草田 吉丸君） そのほかございませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 先ほど町長から補助率について半分だということでお伺いしたんですが、これは50%だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 国の補助率は50%です。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宥文君） この図面の左上ですが、これを将来的にまた駐車場として整備する用意といいますか、そういうことは考えておられますか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 図面の左の空白のところでしょうか。浄化槽2の上というところでしょうか。浄化槽の2と受水槽の上のところでは隣地の境界がございまして、左上につきましては民地になっておりますので、そちらのほうの整備はこの事業でも考えてはございません。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宥文君） 確かにこの駐車場整備につきましては、この近くに中央駐車場、多胡駐車場、あとは町の駐車場がありますが、みんな行事のときはとめるところがないぐらい車が来ます、最近は。恐らく今度の5月3日の乙女峠祭りなんかでももう止めるところがないで随分と皆さん困ると思うので、この町の真ん中のほうにこういう駐車場が必要とは思いますが、もちろんこれは有料ですよ。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 旧石州館の解体の跡地の活用につきましては、補助事業でもあります。補助事業の一応の要件としましては、周辺の観光の付加価値の向上に資するものというものでございます。津和野町内の実情に合わせて価値向上に資するものということで一応、駐車場ということも考えられるということで御説明しております。

ただ、この運用の仕方と実際の具体的な整備のものというのを令和6年度に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ちょっと運用まではここでは説明が難しいということをお理解ください。

○議長（草田 吉丸君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） 反対討論をしなくちゃならないということは誠に残念でならないわけではありますが、質疑でもいろいろ質問しましたように、この案件は当初予算段階から私は問題提起をしておきましたが、観光庁のこの地域と一体となった高付加価値事業、これを導入して旧石州館を解体するということですから、ある意味では整理する必要があるかなあと思いましたが、町長は私が質問したときに「その他については整理する計画はない」とおっしゃった。たった石州館1軒を廃屋整備して目的が達成するんですか。国のせっきくの事業でたった1軒の旧石州館を解体整備する。それも2億3,000万円も4,000万円も、設計料も含めれば、2億4,000万円の家ですよ。国庫補助1億円が入るとは言いながら、国の補助だって国民の税金ですよ。こんな私に言わせると不経済千万な財源を使って解体するなんていうことは、町民に対して私は申し訳ないと思う。

更に、まだ津和野地域には、日原地域もありますが、特に観光を主にしとる津和野地域については、あの町なかに散見される廃屋はかなり——かなりというのは何十軒、何百軒という意味ではありません。散見が見られます。大橋周辺のスーパーマーケットの廃屋あるいは津和野町でも一時期かなり有名を来した鴎外村ふる里、9号沿いに

はドライブインの廃屋、こんな廃屋があちこちに目立つ。たった1軒、旧石州館の解体をする。目的は達成いたしますか。私は全く達成しないと思う。

このような財源があるなら、先ほども私議申し上げたように産業振興に力を入れないと、この前、新聞に載ったように再び消滅町村の筆頭株にまた上がるんですよ。町民は夢も希望もなくなりますよ。もう少し産業振興、農業・商工業、そしてあるいは福祉や医療や教育やら、こういうところに予算を使うことはたくさんあると思います。

町長は「いつも財源がない。財源がない」と。行財政改革を果敢にやって今日まで来たと。あなたの行政改革は、入札をもう少し潤沢にやることによって財源は何億円とってプラスなんです。そういうことも含めて、私はこの案件には賛成することは全くできない。

そして、同僚議員にも申し上げたい。12月の補正予算のあの採決は一体何じゃったのか。私を含めて5名の賛成議員は、この案件に賛成できるはずがないはず。それを強く申し上げて反対討論いたします。終わり。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 先ほど来、同僚議員の言われとることというのは、本当によろしく私のほうも理解し、こう納得できる部分もあります。

ただ、この旧石州館の解体工事というのは、たくさんあるものの中の一つであって、これを一つずつやっていくしかないのだと思います。なので、最初の一步というわけではないですが、これを皮切りにと思って次の第2、第3とこう廃屋の撤去を町主導でもええから、民間でできることなら民間でやられる方がおっても当然いいと思いますが、これを皮切りだと私は思って賛成させていただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宕文君） 賛成いたします。津和野地域の観光の現状から見まして駐車場が足りないのは――駐車場と決めちゃいけないですが、駐車場の可能性もありますので、いつもそのような利用で観光振興を図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（1名）

沖田 守君

日程第7. 議案第73号

○議長（草田 吉丸君） 日程第7、議案第73号令和6年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第73号令和6年度津和野町一般会計補正予

算（第1号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億6,050万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第73号令和6年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

まず、4ページを、タブレットでは57ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の変更でございます。総額で1億1,550万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、12ページを、タブレットでは63ページをお開きください。

土木費の道路維持費では、工事請負費として、町道北斗台線緊急法面对策工事費1億1,550万円を計上しています。この財源として、緊急自然災害防止対策事業債1億1,550万円を充当することとしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページに、タブレットでは62ページにお戻りください。

町債では、土木債として、町道北斗台線緊急法面对策工事に伴い、緊急自然災害防止対策事業1億1,550万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） 1億1,500万円を5月の初めに補正をかけると。

なぜ当初予算に計上しなかったのかと不思議でかなわんですが、災害査定か何かに間に合わなかったのか、担当課長、説明してください。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今この北斗台線の工事でございますが、以前2月26日の全員協議会で御説明させていただきましたとおり、当該工事につきましては1期工

事、今までやった分とこれからやる部分に分けてやるということを御説明させていただいたところであります。そのときも申し上げましたが、国とか県とかといろいろ協議する中で、当初予算の編成時期にちょっと方針が決定されなかったことがございました。

それで、そのときも御説明させていただきましたが、当初予算で計上しておりませんので、令和6年度補正予算のほうで計上させていただいた後、業者と契約の締結をしたいということのお話を申し上げたところでございます。そういたしますので、災害査定とかというのは一旦もう災害復旧事業でできませんので、今回、道路維持費のほうで計上させていただいておるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 沖田議員。

○議員（6番 沖田 守君） 失礼。北斗台線だね。これは北斗台線のことだね。よく分かった。ごめんなさい。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数で

あります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宕文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

棄権（１名）

沖田 守君

日程第８．報告第１号

○議長（草田 吉丸君） 日程第８、報告第１号令和５年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第１号令和５年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第１４６条の第２項の規定により、令和５年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第１号を御説明いたします。

１枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。令和５年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、事業実施に向けた契約をするに当たり、関係機関が示します既存システム改造仕様書等を踏まえ、改修事項を検討した結果、委託ベンダーとの調整に不測の日数を要したため、１，３２９万９，０００円を繰り越すものです。終期は、令和７年３月末を予定しております。

旧日原保育園解体事業でございますが、外壁のアスベスト撤去に伴う作業範囲が広範囲となり工程に遅れが生じたこと、また近隣施設に日原保育園があり施工期間に制限が生じたことから、7,265万3,200円を繰り越すものです。終期は、6年5月6日を予定しております。

農林水産業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業でございますが、仮設道の施工方法について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため、200万6,000円を繰り越すものです。終期は、6年10月末を予定しております。

土木費の地籍調査事業でございますが、復元する境界の地権者協議や修正方法の調整に不測の日数を要したため、565万円を繰り越すものです。終期は、6年10月末を予定しております。

町道新設改良事業でございますが、笹ヶ谷線道路改良に伴うPCいかだの製作、納品に不測の日数を要したため、1,283万3,000円を繰り越すものです。終期は、6年8月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、通行規制に伴う地元周知及び道路管理者の協議に不測の日数を要したこと、またコロナ禍後の需要増に伴い工期内の製品納入が困難となり年度内の完了が困難となったことから、1億6,347万9,607円を繰り越すものです。終期は、令和7年3月末を予定しております。

河川環境整備事業でございますが、仮設道の施工方法について、地元関係者との調整に不測の日数を要したこと及び非出水期での工事となったことから、1,923万4,000円を繰り越すものです。終期は、6年12月末を予定しております。

教育費の日原山村開発センター代替施設整備事業でございますが、日原山村開発センター代替施設基本実施設計業務について、先行して実施しました同施設建設予定敷地造成工事実施設計に伴い実施設計の見直しを行う必要が生じ、基本設計の検討に不測の日数を要したため、1,183万6,000円を繰り越すものです。終期は、6年11月末を予定しております。

多胡家表門保存修理事業でございますが、県文化財保護審議会等の現地指導を受けた際、当初、想定以上の損傷が判明したことから設計の見直しが必要となり、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため、1,801万円を繰り越すものです。

終期は、6年7月末を予定しております。

伝統的建造物群保存事業でございますが、当初、想定以上の土堀内部の損傷が進行していることが判明したことから設計の見直しが必要となり、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため、300万円を繰り越すものです。終期は、6年12月末を予定しております。

災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、本災害について事業の交付決定が令和6年3月中旬となる予定で年度内完成が見込めなくなったため、1,360万9,000円を繰り越すものです。終期は、6年12月末を予定しております。

次のページ、現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、本災害について事業の交付決定が令和6年12月下旬となったことから年度内完成が見込めなくなったため、2,982万8,900円を繰り越すものです。終期は、6年10月末を予定しております。

亀井家墓所災害復旧事業でございますが、地盤支持力確認試験の結果、補強土壁工の施工に十分な支持力が得られないことが判明したことにより、補助計画の変更や変更設計等の検討に不測の日数を要し年度内の工事完成が見込めなくなったことから、6,058万1,000円を繰り越すものです。終期は、7月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） この件について特に質疑があれば許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第9．発委第5号

○議長（草田 吉丸君） 日程第9、発委第5号町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。三浦議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦 英治君） それでは、発委第5号について御説明いた

します。

津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とするとしています。

令和3年度津和野町学校給食センター建設事業に対しては、契約金額は大きく、変更の度合いに対し、明確な基準がないところでの契約内容の変更に至った執行部の説明に対して特別委員会の中でも様々な意見があり、時間をかけて質疑・討議がなされてきました。

そのような流れの中で津和野町議会として令和5年12月議会において、一般会計補正予算に対する附帯決議に設計の仕様の変更や請負代金の変更が行われる際に、議会に対する報告の取決めがなされていないことが一因であり、早急に規定を作成すべきであることを盛り込み、また総務経済常任委員会の所管事務調査において、専決処分取扱いについてはできるだけ早く指針を出すべきであるとの調査意見をまとめられたところです。

契約内容の変更が生じるたびに議会への報告を行うことを理由とした工事等の中断により、事業の完了が遅れ、町民サービスの低下になるようなことは避けなければなりません。

以上を踏まえ、令和6年3月28日に草田議長から、町長の専決処分事項の指定に関する条例の見直しについて、議会運営委員会への諮問がなされました。これを受け、協議・検討を行った結果、町長の専決処分事項の指定に関する条例の第2条に新たに、議会の議決を経た契約で設計変更等により契約金額の100分の10を超えず、かつ、1,000万円未満である変更契約について専決処分をすることができる事項を加えることといたしました。それに伴う同条例の一部改正を提案するものです。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第5号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宥文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

○議長（草田 吉丸君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和6年第4回津和野町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員